

岩手県指令盛広保第 26-13 号
八幡平市大更第 24 地割 8 番地の 1 の 5
株式会社遠忠

令和 6 年 12 月 4 日付で申請のあった岩石採取計画については、採石法(昭和 25 年法律第 291 号) 第 33 条の規定により認可します。

令和 7 年 1 月 7 日

盛岡広域振興局長 小野寺 宏和



1 岩石採取場の区域及び面積

(1) 区域

八幡平市大更第 38 地割 82 番 1、82 番 5、82 番 7、82 番 33、82 番 35、82 番 41、
82 番 42、82 番 44、82 番 45、82 番 51、82 番 61、82 番 62

(2) 面積 421,273 m²

2 採取する岩石の種類及び数量

(1) 岩石の種類 安山岩

(2) 数 量 6,351,030 t

3 採取の期間

令和 7 年 4 月 15 日から令和 13 年 4 月 14 日まで

付記 1 この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 ヶ月以内に、公害等調整委員会に対して書面をもって裁定の申請をすることができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 ヶ月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して 1 年を経過すると、裁定の申請をすることができなくなります。

2 この処分については、処分の取消しの訴えを提起できず、上記 1 の裁定の申請に対する裁定を経た場合に、当該裁定に対してのみ取消しの訴えを提起することができます。